

設計図書等に対する質問

工事記号 HA18
 工事名 日の出水路護岸改修工事（その1）

質問事項	回答
<p>1. 施工条件の明示書 1 工程関係 「■関係機関との協議に未成立のものがある。」協議について同項協議により施工時期・警戒船等・周辺環境対策・安全対策関係に指示指導が発生した場合には工期変更及び設計変更協議可能と考えてよろしいでしょうか？ご教示お願いいたします。</p>	<p>1. 必要に応じて監督職員と協議願います。</p>
<p>2. 施工条件の明示書 1 工程関係 「■施工期間・施工時期・施工方法について制限等がある。」と記載されています。資材の搬入・工事施工は現場交差点での作業の為、歩行者通路を確保すれば、当初栈橋上でクレーン等の作業が可能になるまで通行止めが可能と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>2. 通行止めが可能かどうかの判断は、交通管理者の判断になります。</p>
<p>3. 施工条件の明示書 9 工事支障物関係「地上・地下等に占用物件等の工事支障物が存在する。」と記載され移設依頼済とされていますが、使用材料搬入時には隣接交差点近くまで必要ですが、可能と考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>3. 隣接交差点近くの架空線が、クレーン等の作業に支障となるため、移設を依頼しておりますので、使用材料搬入は可能と考えています。</p>
<p>4. 施工条件の明示書 3 周辺環境保全関係 ■ 周辺環境保全の為、油圧式可変超高周波型・低騒音型を使用すること」とされていますが、新築建売住宅が販売中です、協議済と考えて良いですか？</p>	<p>4. 工事説明会を行う予定であり、その際に工法については説明を行います。どのような重機を使用するか等の詳細な説明は行いません。別途、対応願います。</p>
<p>5. 磁気探査特記仕様書 1 磁気探査により実施では護岸に近い為、異常点発生が想定されます、詳細の探査は別途協議と考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>5. 必要に応じて監督職員と協議願います。</p>
<p>6. 施工条件の明示書 2. 用地関係 施工ヤード・仮置き場の使用可能な範囲をご教示頂けないでしょうか。</p>	<p>6. 施工ヤード・仮置き場については、用意しておりません。</p>
<p>7. 施工条件の明示書 4. 安全対策関係 5. 工事用道路関係 「他の工事と競合する場合」と記載がありますが、現時点で予定されている工事がありましたら、ご教示頂けないでしょうか。</p>	<p>7. 現時点で、架空線の移設に伴う関連工事と競合することが想定されます。</p>

<p>8. 施工条件の明示書 6. 仮設工関係 仮栈橋の10年後の設計照査について、本工事の照査対象外と考えられますが、費用については、設計変更と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>9. 施工条件の明示書 9. 工事支障物関係 架空線の切り回しの実施範囲と時期についてご教示頂けないでしょうか。</p> <p>10. 図面 全7葉の内第4葉 ※1について 支持杭打設前のDs2層確認について、事前ボーリング調査が必要の認識でよろしいでしょうか。また、費用は、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>11. 図面 全7葉の内第4葉 ※2について 受桁材の支持力確認について、数量に計上されていません。設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>12. 図面 全7葉の内第4葉及び第5葉 仮栈橋工計画図(1)(2)は分割しての施工を想定しているのでしょうか。</p> <p>13. 構造物撤去工 既設の大型土嚢が劣化により、吊り作業による撤去が困難な場合は、撤去方法については検討後設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>14. 構造物撤去工 既設擁壁撤去時のワイヤーソーについて、ワイヤーを通すためのコア工が計上されておりません。設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。 また、積込み運搬のための分割または破砕が発生する場合は、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>15. 矢板護岸工 矢板工 パイラーによる初期打設はどのような反力方法を想定しているかご教示ください。</p> <p>16. 矢板護岸工 作業土工 間詰コンクリートの施工については一部水中施工となりますが、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>17. 矢板護岸工 作業土工 裏込めで使用する砂の種類をご教示ください。また、吸出し防止は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>8. 必要に応じて監督職員と協議願います。</p> <p>9. 架空線の切り回し実施範囲については、隣接交差点近くの架空線としております。 時期については、関係企業と調整中になります。</p> <p>10. 必要に応じて監督職員と協議願います。</p> <p>11. 必要に応じて監督職員と協議願います。</p> <p>12. 分割しての施工ではなく、仮栈橋工の施工順序図として作成しております。</p> <p>13. 必要に応じて監督職員と協議願います。</p> <p>14. コア工及び積込み運搬のための分割または破砕については、見積単価に含まれているため、設計変更の対象とはなりません。</p> <p>15. 反力架台を使用することを想定しております。</p> <p>16. 間詰コンクリートの施工については、両端を異形鋼矢板で囲った後に、水中ポンプで中の水を汲み上げるため、水中施工はありません。</p> <p>17. 建設物価・積算資料の埋戻し用砂を計上しております。 吸出し防止材は不要と考えております。</p>
--	---

<p>18. 矢板護岸工 水替工 設計上の水替工が、想定以上のポンプ能力を必要とした場合は、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>19. 仮設工 仮橋・仮栈橋工 鋼矢板は、重防食が計上されていますが、支持杭は不要でしょうか。</p> <p>20. 仮設工 仮橋・仮栈橋工 支持杭打設で使用する想定の使用機械をご教示ください。また、ウォータージェットは不要と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>21. 仮設工 仮橋・仮栈橋工 支持杭打設後の杭頭処理分の延長及び杭頭処理が見込まれていません。必要な場合は、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>22. 仮設工 仮橋・仮栈橋工 潮位による作業中断または水中作業が発生する場合は、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>23. 交通管理工 想定している誘導員の配置場所についてご教示ください。また、想定外の場所で必要となった場合は、設計変更の対象とみなしてよろしいでしょうか。</p> <p>24. 警戒船 工事期間中の警戒船が計上されていません。関係機関と協議の上、必要となった場合は、設計変更の対象とみなしてよろしいでしょうか。</p> <p>25. 潜水調査 磁器探査以外で地盤改良、鋼矢板及び支持杭打設のための潜水調査が必要な場合は、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>26. 地中障害物 支持杭及び鋼矢板打設時に地中障害物などで打設が不可となった場合は、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>18. 必要に応じて監督職員と協議願います。</p> <p>19. 支持杭については、仮設工のため重防食を計上しておりません。</p> <p>20. 不要と考えております。</p> <p>21. 必要に応じて監督職員と協議願います。</p> <p>22. 必要に応じて監督職員と協議願います。</p> <p>23. 仮栈橋設置完了までは2名想定しており、仮栈橋設置完了後は、1名想定しております。また、想定外の場所で必要となった場合は、必要に応じて監督職員と協議願います。</p> <p>24. 必要に応じて監督職員と協議願います。</p> <p>25. 必要に応じて監督職員と協議願います。</p> <p>26. 必要に応じて監督職員と協議願います。</p>
--	---